

● 千葉県都市計画事業土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

○千葉県都市計画事業土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（昭和三十五年千葉県条例第二十七号）に関する資料

新	旧
<p>(清算金の分割納付)</p> <p>第十八条 二万円を超える金額を清算金として納付すべき者は、知事の承認を得て、その清算金を分割納付することができる。</p> <p>2 知事は、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>3 第一項の規定により清算金を分割納付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>法第百二条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日における法定利率</u>以内で一般金融市場における金利を勘案して規則で定める率とする。</p>	<p>(清算金の分割納付)</p> <p>第十八条 二万円を超える金額を清算金として納付すべき者は、知事の承認を得て、その清算金を分割納付することができる。</p> <p>2 知事は、前項の承認に条件を附することができる。</p> <p>3 第一項の規定により清算金を分割納付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>年六パーセント</u>以内で一般金融市場における金利を勘案して規則で定める率とする。</p>